

備前市監査委員告示第9号

令和5年度随時（補助金交付事務）監査結果報告に基づく措置状況の公表について

令和5年度随時（補助金交付事務）監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が備前市長等からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和6年8月28日

備前市監査委員 小野田 隼也
備前市監査委員 尾川 直行

所 管 部 署	社会福祉課
---------	-------

【指摘事項】	措 置 状 況
<p>補助金を算定するにあたり、要綱に規定する補助金の対象となる事業以外の経費等を計算に含め、補助金を過大に交付したことは、要綱に違反しており、是正する必要があると認められる。</p>	<p>監査結果を受け、補助金交付対象団体に対して決算関連書類の提示を求め、聞き取りを行ったところ、人件費について、本補助対象事業のほか、市受託事業、県社協受託事業のそれぞれの業務量に応じた人件費の計上に誤りがあり、本補助対象事業に係る人件費の一部が計上されていなかったことが判明し、仮に実際の業務割合に応じて人件費を算出した場合、過大交付と指摘された金額と同等以上の補助対象経費が増額となり、受託事業の人件費が減額となるものであった。</p> <p>結果的に、実績報告書(決算書類)の誤りが原因であったため、担当課としては、要綱に則って交付事務を執行することはもとより、書類審査だけでなく、交付対象団体に対するヒアリングを行うなどの事務の見直しを図るとともに、市の委託事業についても業務量や内容を十分に精査した上で業務委託を行うよう関係部署と認識を共有した。</p>

所 管 部 署	社会福祉課
---------	-------

【指導事項】	措 置 状 況
<p>社会福祉課は、令和4年度備前市社会福祉協議会地域福祉推進事業補助金において、社会福祉法人備前市社会福祉協議会（以下「社協」という。）から令和4年4月1日付で交付申請書が提出された当該補助金36,319,000円の交付決定にあたり、社協の資金収支予算書の中の事業活動経費69,509,000円について、その必要性や補助金の対象外経費の有無、社協の給与規程や資金収支計算書等の他の資料との整合性の検証など、提出され</p>	<p>補助金交付対象者に対して、補助対象経費に係る事業別補助元帳などの根拠書類や規程の提示を求め、科目ごとに決算書類との照合を行うとともに、必要に応じてヒアリングを実施することとした。</p>

<p>た資料やその金額の正確性や適切性、妥当性の確認を行っていなかった。また、令和5年3月31日付で社協から提出された補助事業等実績報告書に添付された資金収支計算書を基に補助金等確定額を決定しているが、資金収支計算書に計上された経費の内訳や支出内容の妥当性の検証等も行われていなかった。</p> <p>したがって、市は、補助金交付対象者から提出された資料等による収支報告書等の金額の正確性、適切性、妥当性の確認が不十分なまま、収支報告書等のみにより交付すべき補助金等の額を決定又は確定していることは適切ではなく、改善する必要があると認められる。</p>	
--	--

所 管 部 署	介護福祉課
---------	-------

【指導事項】	措 置 状 況
<p>介護福祉課は、令和4年度シルバー人材センター運営事業補助金 10,000,000 円について、備前市シルバー人材センターから提出された補助事業等実績報告書に添付された正味財産増減計算書を基に、交付すべき補助金等の額を確定しているが、正味財産増減計算書に補助金の対象経費外の経費が含まれていないことや正味財産増減計算書の金額の妥当性を確認していなかった。</p> <p>したがって、市は、補助金交付対象者から提出された資料等による収支報告書等の金額の正確性、適切性、妥当性の確認が不十分なまま、収支報告書等のみにより交付すべき補助金等の額を決定又は確定していることは適切ではなく、改善する必要があると認められる。</p>	<p>備前市シルバー人材センターに、正味財産増減計算書とともに、市が支出した補助金がどの経費にあっているかがわかる内訳書等の書類の提出を求め、要綱に規定する補助対象経費であるか、適切な金額かどうかなどの確認や精査を行うこととした。</p>